

特定建築物届の手引き

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

令和6年6月

目 次

1. 特定建築物について	P 1
2. 特定建築物届の手續きについて	P 4
3. 特定建築物届出後の手續（変更、廃止）について	P10
4. 建築物環境衛生管理基準について	P11
5. その他	P17

1. 特定建築物について

【特定建築物の定義】

「特定建築物」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項で定義されており、次の用途（以下、「特定用途」という。）に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上の建築物及び専ら学校等（注 1）の用途に供される建築物で延べ面積が 8,000 m²以上のものをいう。

- ① 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- ② 店舗又は事務所
- ③ 学校教育法第 1 条に規定する学校等以外の学校（研修所を含む）
- ④ 旅館

注 1：「学校等」とは学校教育法第 1 条に規定されるもの、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型こども園をいう。

【特定用途の概要】

特定用途	概要
興行場	興行場法第 1 条第 1 項に定義する興行場 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設
百貨店	大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条に規定する大規模小売店舗
集会場	会議、社交等の目的で公衆の集合する施設 公民館、結婚式場、各種の会館等
図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設
博物館 美術館	歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、整理し、保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設
遊技場	設備を設けて、公衆に麻雀、パチンコ、ボーリング、ダンスその他の遊戯をさせる施設
店舗	公衆に対して物品を販売し、又はサービスを提供することを目的とする施設
事務所	事務をとることを目的とする施設

	研究所等の名称を使用している場合でも、そこで行われている行為が事務であるならば事務所に該当する。(例：教育研究所、経済研究所)
学 校 (研修所も含む)	イ. 学校教育法第 1 条に規定する学校 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 ロ. 学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校 ハ. 学校教育法第 83 条に規定する各種学校 ニ. 各種学校類似の教育を行う施設 ホ. 研修所
旅館・ホテル	旅館業法第 2 条第 1 項に定義する旅館業を営むための施設

【特定建築物維持管理権原者】

特定建築物維持管理権原者とは、一般に、所有者、占有者その他の者で特定建築物の維持管理について権原を有する者をいいます。

特定建築物維持管理権原者は、政令で定める建築物環境衛生管理基準（以下、「衛生管理基準」という。）に従い、当該特定建築物を維持管理することが義務付けられています。（法第 4 条第 1 項）

【特定建築物所有者等の責務】

(1) 建築物環境衛生管理技術者の選任

特定建築物所有者等は、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者（以下、「管理技術者」という。）を選任しなければなりません。（法第 6 条第 1 項）

管理技術者の業務の具体例は以下の通りです。これらの業務は代表的なものを列挙したものであり、特定建築物の用途等に応じて、追加の業務があることも考えられます。また、特定建築物所有者等は管理技術者に対し、これらの業務を行うために必要な権原を与えることが求められます。

<具体例>

- ①管理計画の策定、立案への参画
- ②業務実施の監督と実態の把握
- ③測定、検査、点検等による環境状況の把握と改善
- ④帳簿書類、設備に関する図面等の準備

※ここで言う「選任」とは、所有者等との間に何らかの法律上の関係があれば足り、常駐する必要はありません。

※管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねる場合、特定建築物所有者等は下記ア～ウの対応をとる必要があります。（規則第 20 条第 1 項第 3 号）

ア 選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなるときは、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認し、その確認した結果を記載した書面（兼任確認書）を作成すること。

イ 選任時のみではなく、現に選任している管理技術者が、新たに特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、アと同様の確認を行うこと。

ウ ア及びイの確認を行う場合においても、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聞かなければならないこと

※管理技術者を兼任する場合、新たに選任されるに至った特定建築物について変更届を提出するのみならず、以前より選任されていた特定建築物についても変更届を提出する必要があります。（変更届については P10 を参照。）

※管理技術者の免状を受けるためには、①厚生労働大臣が指定した講習会を修了する（学歴、免許等及び実務経験の受講資格が定められている。）若しくは、②厚生労働大臣が行う試験に合格する（2年以上の実務経験が必要（学歴、免許は不要））が必要です。

（2）帳簿書類の備え付け

特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した次の帳簿書類を備えおかなければなりません。（法第 10 条）（規則第 20 条）

	帳簿書類	保管期間
1	空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃及びねずみ等の防除の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類。	5 年間
2	当該特定建築物の平面図及び断面図並びに当該特定建築物の維持管理に関する設備の配置及び系統を明らかにした図面	建物が存在する限り永年
3	規則第 5 条第 2 項の規定による確認の結果（同条第 4 項の規定による意見の徴収を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面	管理技術者が兼任している間
4	その他当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類	5 年間

2. 特定建築物届について

【特定建築物の届出の流れ】

特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下、「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至ったとき、及び現に使用されている建築物が増築等により、新たに特定建築物に該当することとなったときは、その日から**1か月以内**に、様式1により施設所在地を管轄する保健所へ届け出る必要があります。（法第5条第1項）

【保健所への届出】

届出に必要な書類（P5参照）を揃えて、保健所窓口にご提出ください。

事前に保健所に連絡して、担当者と来庁時間を相談してください。

○提出部数：1部

申請書の控えが必要である場合は2部。（1部に収受印を押印してお返しします。）

【保健所職員の立入検査】

施設・設備が、配置図や構造設備の概要（1）～（3）の記載どおりに設置されていることを確認するため、保健所職員による立入検査を行うことがあります。

【各保健所窓口一覧】

保健所名	連絡先・住所・受付時間	管轄市町村
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市中大2-13-1 8時半～12時、13時～16時	名護市、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、 伊是名村
中部保健所 生活衛生班	098-938-9787 沖縄市美原1-6-28 8時半～12時、13時～16時	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、 宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、 北谷町、北中城村、中城村
南部保健所 生活衛生班	098-889-6799 南風原町字宮平212 8時半～12時、13時～16時	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、 与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、 座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村、久米島町
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476 8時半～12時、13時～16時	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里438 9時～11時半、13時～16時半	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市については、那覇市保健所（098-853-7963）にご相談ください。

【届出時に必要な書類】

必要書類一覧	チェック
(1) 特定建築物届出（様式 1） 各保健所窓口で配布しているほか、沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。	<input type="checkbox"/>
(2) 特定建築物周辺の見取り図（設置場所がわかるような地図）	<input type="checkbox"/>
(3) 各階平面図 内法での寸法(m)、設備の配置を記載してください。	<input type="checkbox"/>
(4) 構造及び設備の概要（別紙 1～3）	<input type="checkbox"/>
(5) 空気調和設備・換気設備の系統図	<input type="checkbox"/>
(6) 給水設備の系統図	<input type="checkbox"/>
(7) 排水設備の系統図	<input type="checkbox"/>
(8) 建築物環境衛生管理技術者の免状（写し）（窓口にて原本提示）	<input type="checkbox"/>
(9) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合はそれを証する書類	<input type="checkbox"/>
(10) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物維持管理権限者がある場合はそれを証する書類	<input type="checkbox"/>
(11) その他知事が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

【記入例】

様式1

特 定 建 築 物 届

令和〇年〇月〇日

沖縄県知事 殿

「特定建築物維持管理権限者」についてはP2を参照

届出者住所 沖縄県〇市〇丁目〇番〇号

届出者氏名 株式会社〇〇 代表取締役 沖縄 太郎

生年月日 昭和 〇年 〇月 〇日

〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項及び第2項の規定に基づき、特定建築物について、下記のとおり届け出ます。

記

「特定用途」はP3の表にあるものを記入すること

特定建築物の名称	〇〇ビル		
特定建築物の所在地	沖縄県〇市〇丁目〇番〇号		
特定建築物の用途	事務所		
特定建築物	延べ総面積	5,000㎡	
	(特定用途に供される部分の延べ面積:	5,000	㎡)
	(特定用途以外に供される部分の延べ面積:		㎡)
特定建築物の構造設備の概要	別紙1~3のとおり		
特定建築物維持権原者	氏名又は称	株式会社〇〇	
	住所又は地	沖縄県〇市〇丁目〇番〇号	
	代表者氏名	代表取締役 沖縄 太郎	
特定建築物所有者等	氏名又は称	株式会社〇〇	
	住所又は地	沖縄県〇市〇丁目〇番〇号	
	代表者氏名	代表取締役 沖縄 太郎	
特定建築物	建築年月日	令和 〇年 〇月 〇日	
	使用年月日	令和 〇年 〇月 〇日	
建築物環境衛生管理技術者	氏名	沖縄 次郎	平成 〇年 〇月 〇日生
	免状番号	第 〇〇〇 号	交付年月日 平成 〇年 〇月 〇日
	現住所	沖縄県〇市〇丁目〇番〇号	

添付書類

(1)見取図 (2)各階平面図 (3)空気調和設備換気設備の系統図 (4)給水設備の系統図 (5)排水設備の系統図 (6)建築物環境衛生管理技術者の免状(写し) (7)特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合はそれを証する書類 (8)特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合はそれを証する書類 (9)その他知事が必要と認める書類

【記入例】

別紙2

構造設備の概要(2)

設 備	空 気 調 和 設 備 系 統	系統	設置場所	性能(kw)・型式	台数	総風量(m ³ /H)	居室への供給方法
		〇〇系統	屋上	〇kw・〇型	〇台	〇m ³ /H	〇〇方式
	機 械 換 気 設 備 系 統	〇〇系統	1～5階	〇kw・〇型	〇台	〇m ³ /H	〇〇方式
附 属 設 備	機器	種別(方式)		性能等			
	ボイラ	〇〇方式		伝熱面積	〇 m ²	〇 台	
	冷凍機	〇〇方式			〇 ton	〇 台	
	クーリングタワー(冷却塔)						
	フィルター	屋内	〇〇フィルター				
		外気	〇×フィルター				
	加湿装置	〇〇方式					
	再熱器	〇〇方式					
	外気洗浄装置	〇〇方式					
空 気 調 整 方 式 の 種 類	1. 空気調和設備:		単一ダクト	・ 二重ダクト	・ マルチゾーン	・ VAV	
			ファンコイルユニット	・ 誘因ユニット	・ 各階ユニット	・ パッケージユニット	
	2. 機械換気設備:		第1種換気設備	・ 第2種換気設備	・ 第3種換気設備		
	3. 自然換気						
4. その他()					
空調設備管理		自主管理	・ 委託管理 (業者名 株式会社〇×)				

【記入例】

別紙3

構造設備の概要(3)

飲料水設備概要	水源の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 上水道 ・ 簡易水道 ・ 簡易専用水道 ・ 井戸水 その他()		使用水量	○ m ³ /日			
		容量	構造 ・ 内装		設置場所			
	受水槽	○ m ³	○○製		屋外外構			
	高架水槽	○ m ³	○○製		屋上			
	揚水ポンプ	○ m ³ /min ○ 台		滅菌器	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	防腐剤	有() ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	給湯設備の有(種類)無	<input checked="" type="checkbox"/> 中央式 ・ 局所瞬間湯沸かし式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 局所貯湯式 ・ その他() ・ 無						
貯湯槽の有(種類)無	<input checked="" type="checkbox"/> 容量: ○ ton 構造: ○ ○ 製 設置場所: 1階機械室) ・ 無							
排水設備概要		容量構造		設置場所		ポンプ		
	排水層	仕上 ○ m ³				能力	台数	
	排水方法							
	雑用水水源	<input checked="" type="checkbox"/> 上水道 ・ 簡易水道 ・ 簡易専用水道 ・ 井戸水 その他()			使用水量			
雑用水の用途	散水 ・ 修景 ・ 清掃 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 水洗便所 ・ その他()					○ m ³ /日		
汚水設備概要		容量構造		設置場所				
	汚水槽	仕上 ○ m ³		屋外外構		ポンプ		
	し尿浄化槽	ton 槽				能力	台数	
	排水方法	汚水槽	○○方式		○ L/min	○ 台		
清掃設備概要	ダストシュート	有(使用中 ・ 使用せず) <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	汚物集積場容量	○ m ³		設置場所	1階 ゴミ保管室			
	焼却炉	型式		能力		設置場所		
	管理方式	建築物清掃	自主 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 業者委託 ・ 一部業者委託(業者名: 株式会社○×)					
貯水槽清掃		自主 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 業者委託 ・ 一部業者委託(業者名: 株式会社○×)						
汚物処理		自己 ・ 市町村 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 業者委託(業者名: 株式会社○×)						
ねずみ昆虫等駆除		自主 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 業者委託(業者名: 株式会社○×)						
備考								

3. 特定建築物届出後の手続（変更、廃止）について

【変更届出】

特定建築物届（様式 1）の記載事項（届出者住所、届出者氏名、施設の名称、施設の構造など）を変更したとき、また、特定建築物に該当しないこととなったとき（使用の廃止など）は、その日から **1か月以内** に特定建築物届出事項変更（廃止）届出書（様式 2）を作成の上、下記書類を添付して管轄の保健所に提出してください。

変更内容	必要書類等
住所、氏名など	<p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票抄本（マイナンバー記載のないもの、本籍地の有無は問いません） <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書
施設の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧の平面図や設備の系統図（変更部分の新旧の添付書類） ・様式 1 の別紙 1～3 の該当部分の新旧の書類
建築物環境衛生管理技術者 【兼任】 新たに選任される管理技術者が他の特定建築物の管理技術者と兼任である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物環境衛生管理技術者の免状のコピーと原本 ・建築物環境衛生管理技術者の免状（写し） ・兼任確認書（写し）※ P 3 参照
その他事項	管轄保健所の担当にご相談ください

【廃止届出】

用途の変更などによって特定建築物に該当しなくなったときは、その日から **1ヶ月以内** に特定建築物届出事項変更（廃止）届出書（様式 2）を作成のうえ、管轄保健所に提出してください。

4. 建築物環境衛生管理基準について

特定建築物維持管理権原者は、政令で定める管理基準に従って当該特定建築物を維持管理する必要があります。（法第4条第2項）

衛生管理基準は、政令、省令及び厚生労働大臣が定める「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年3月25日厚生労働省告示第119号）」で詳細が規定されています。

以下に、政令、省令で規定する管理基準を例示します。（厚生労働省告示については、各自で確認してください。）

（1）空気調和設備及び機械換気設備を設けている場合の空気環境の基準

建築物衛生法における空気調和設備とは「空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備」であり、機械換気設備とは「空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備」となっています。各設備を設けている場合は、下記表1の基準が適用される。なお、空気調和設備を設けている場合は、病原体によって居室内部の空気が汚染されることを防ぐために表2の措置を講じる必要がある。

表1. 空気環境に係る維持管理基準及び測定回数

種類	測定項目	基準値	測定回数	判定
空気調和設備	温度	18℃～28℃	2ヶ月以内毎に1回	1日2回測定 各測定値が適合
	相対湿度	40%～70%		
	気流	0.5m/sec以下		
	浮遊粉塵	0.15mg/m ³ 以下		1日2回測定 平均値が適合
	一酸化炭素	6ppm以下		
	二酸化炭素	1,000ppm以下		
	ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³ 以下		
		新築・増築、大規模 修繕・模様替えの直 近6～9月に1回	通常の使用時間に 測定 その測定値が適合	

表2. 空気調和設備に関する衛生上必要な措置

	項目	措置内容	措置回数
1	冷却塔、冷却水	汚染の状況の点検 ※必要に応じて清掃及び換水等を行う	使用開始時及び使用期間中1ヶ月以内毎に1回 (1ヶ月を超える期間を使用しない場合を除く)
		冷却塔、冷却水の水管の清掃	1年以内毎に1回
2	加湿装置	汚染の状況の点検 ※必要に応じて清掃及び換水等を行う	使用開始時及び使用期間中1ヶ月以内毎に1回 (1ヶ月を超える期間を使用しない場合を除く)

		清掃	1年以内毎に1回
3	空調設備内の排水受け	汚れ及び閉塞の状況の点検 ※必要に応じて清掃及び換水等を行う	使用開始時及び使用期間中1ヶ月以内毎に1回 (1ヶ月を超える期間を使用しない場合を除く)
4	冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置	水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置	—

(2) 給水の管理

(ア) 水道水質基準への適合等が必要な水について

水道法第3条第9項に規定する給水装置以外の給水に関する設備を設けて、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活用のために水を供給する場合（旅館における浴用を除く。）は、水道法第4条の水質基準に適合する水を供給しなければならず、表3のとおり衛生上必要な措置が定められています。

表3.衛生上必要な措置（水道法第3条第9項に規定する給水装置以外の設備）

	措置内容	頻度
1	給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.1（結合残留塩素の場合は、百万分の0.4）以上に保持するようにすること。 ※供給する水が病原生物に著しく汚染される恐れがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがある場合は、給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.2（結合残留塩素の場合は、百万分1.5）以上とすること。	検査：7日以内ごとに1回
2	貯水槽の点検など、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置	清掃：1年以内ごとに1回
3	飲料水の水質検査	定期 ※表4、5を参照。
4	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。	その都度

5	飲料水に健康被害の恐れがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知	直ちに
---	-------------------------------------	-----

※「水道法第3条第9条に規定する給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。したがって、地下水等をくみ上げて建物内にこれらの水を要求する設備や、水道事業者から供給された水をいったん貯水槽に入れてこれを供給する場合は、その貯水槽からの設備は、「水道法第3条第9項に規定する給水装置以外の給水に関する設備」に該当します。

表 4.水道又は専用水道から供給する水のみを水源として飲料水を供給する場合

頻度	6ヶ月以内に1回	1年以内に1回 (6月1日～9月30日の間)
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌 ・大腸菌 ・<u>鉛及びその化合物</u>※ ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・<u>亜鉛及びその化合物</u>※ ・<u>鉄及びその化合物</u>※ ・<u>銅及びその化合物</u>※ ・塩化物イオン ・<u>蒸発残留物</u>※ ・有機物（全有機炭素（TOC）の量） ・pH値 ・味 ・臭気 ・色度 ・濁度 	<ul style="list-style-type: none"> ・シアン化合物イオン及び塩化シアン ・塩素酸 ・クロロ酢酸 ・クロロホルム ・ジクロロ酢酸 ・ジブromoklorometan ・臭素酸 ・総トリハロメタン ・トリクロロ酢酸 ・ブromोजिकlorometan ・ブromoholm ・ホルムアルデヒド
備考	<p>給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態より供給する水に以上を認めたとときは、必要な項目について検査を行うこと</p> <p>※の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能。</p>	

表 5.地下水、その他上表に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合

頻度	6カ月ごとに1回	1年ごとに1回 (6月1日～9月30日の間)	3年ごとに1回
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌 ・大腸菌 ・鉛及びその化合物※ ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・亜鉛及びその化合物※ ・鉄及びその化合物※ ・銅及びその化合物※ ・塩化物イオン ・蒸発残留物※ ・有機物(全有機炭素(TOC)の量) ・pH値 ・味 ・臭気 ・色度 ・濁度 	<ul style="list-style-type: none"> ・シアン化合物イオン及び塩化シアン ・塩素酸 ・クロロ酢酸 ・クロロホルム ・ジクロロ酢酸 ・ジブロモクロロメタン ・臭素酸 ・総トリハロメタン ・トリクロロ酢酸 ・ブロモジクロロメタン ・ブロモホルム ・ホルムアルデヒド 	<ul style="list-style-type: none"> ・四塩化炭素 ・シス-1,2-ジクロロレチレン及びトランス-1,2-ジクロロレチレン ・ジクロロメタン ・テトラクロロエチレン ・トリクロロエチレン ・ベンゼン ・フェノール類
備考	<p>・給水開始前→水道水質基準に関する省令の全項目(51項目)</p> <p>・給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態より供給する水に異常を認めたときは、必要な項目について検査</p> <p>・周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、水質基準に適合しない恐れがあるときは、必要な項目について検査</p> <p>※の項目は水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能</p>		

(イ) 雑用水を供給する場合の必要な措置について

水道法第3条第9項に規定する給水装置以外の給水に関する設備を設けて、雑用水（散水、集計、清掃、水洗便所の用に供する水など）として、雨水、下水処理水等を使用する場合（水道水を用いる場合は対象外。）は、表6の衛生上必要な措置を行い供給する必要があります。（水洗便所用水への供給水が、手洗いやウォシュレット等に併用される場合は、飲料水としての適用を受けることになります。）

表6.雑用水に関する衛生上必要な措置等について

	措置内容	頻度										
1	<p>給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.1（結合残留塩素の場合は、百万分の0.4）以上に保持するようにすること。</p> <p>※供給する水が病原生物に著しく汚染される恐れがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがある場合は、給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.2（結合残留塩素の場合は、百万分1.5）以上とすること。</p>	7日以内ごとに1回										
2	雑用水の水槽の点検など、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置	随時										
3	<p>散水、修景、清掃用水の維持管理</p> <p>(ア) し尿を含む水を原水として使用しないこと</p> <p>(イ) 次の基準に適合すること</p> <table border="1" data-bbox="263 1456 1061 1736"> <tr> <td>pH 値</td> <td>5.8 以上 8.6 以下</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>異常でないこと</td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>ほとんど無色透明であること</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>2 度以下</td> </tr> </table>	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	臭気	異常でないこと	外観	ほとんど無色透明であること	大腸菌	検出されないこと	濁度	2 度以下	<p>7日以内ごとに1回 →pH 値、臭気、外観</p> <p>2か月以内ごとに1回 →大腸菌、濁度</p>
pH 値	5.8 以上 8.6 以下											
臭気	異常でないこと											
外観	ほとんど無色透明であること											
大腸菌	検出されないこと											
濁度	2 度以下											
4	<p>水洗便所用水の維持管理</p> <table border="1" data-bbox="263 1803 1061 2027"> <tr> <td>pH 値</td> <td>5.8 以上 8.6 以下</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>以上でないこと</td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>ほとんど無色透明であること</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> </table>	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	臭気	以上でないこと	外観	ほとんど無色透明であること	大腸菌	検出されないこと	<p>7日以内ごとに1回 →pH 値、臭気、外観</p> <p>2か月以内ごとに1回 →大腸菌</p>		
pH 値	5.8 以上 8.6 以下											
臭気	以上でないこと											
外観	ほとんど無色透明であること											
大腸菌	検出されないこと											

5	雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知	直ちに
---	--------------------------------------	-----

(3) 排水の管理

排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水等の漏出等が生じないように、設備の補修及び清掃を行う必要があります。

- ・排水設備の清掃は6カ月以内ごとに1回行う

(4) 清掃等

掃除、廃棄物の処理を下記のとおり行う必要があります。

- ・掃除を日常に行う
- ・大掃除を6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行う。

(5) ねずみ等の防除

ねずみ等（ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物）の発生及び侵入の防止並びに駆除について、表7のとおり行う必要があります。

その他、厚生労働大臣が定める「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い、ねずみ等の防除に努める必要があります。

※「ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみ、ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物のことです。

表7.ねずみ等の防除について

	措置内容	頻度
1	ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について統一的に調査を実施すること	6カ月以内ごとに1回
2	1の調査結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するために必要な措置を講ずること	その都度
3	ねずみ等の防除のため殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること	

※「防除」とは、「予防」と「駆除」の両方を含めた言葉です。ねずみ等が発生・侵入しないようにすることで被害を事前に防止することが「予防」であり、建築物内に生息するねずみ等を殺滅するための処理が「駆除」です。

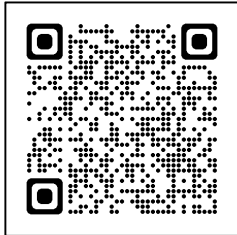
5. その他

建築物衛生法の法令や通知等については下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。また、届出様式等は沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。

【厚生労働省ホームページ】

建築物衛生のページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132645.html>



【沖縄県薬務生活衛生課ホームページ】

特定建築物の衛生に関すること

<https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1006591/1006594/1006598/1006620.html>

